

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第132号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年4月21日 08時00分ごろ	
発生場所	大阪府阪南港第2区 大阪府岸和田市所在の阪南港阪南第1区防波堤灯台から真方位094° 620m付近 (概位 北緯34°27.7' 東経135°21.6')	
事故等調査の経過	平成23年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利石材等運搬船 第拾八 ^{めいとく} 明德丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134170、有限会社明德海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に凹損及び推進器翼に曲・欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、碎石約1,700tを積載し、船首約3.8m、船尾約5.0mの喫水で阪南港第2区において着岸作業中、平成23年4月21日08時00分ごろ浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、機関を停止して船内各所を点検したが、異常がなかったので着岸して揚荷役を行い、次港に向けて出港した。</p> <p>船長は、高潮時なので大丈夫と思い、水深の確認をしなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>	
その他の事項	船長は、岸壁付近に浅瀬があることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、阪南港第2区において着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認しなかったことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、阪南港第2区において着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認しなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	